

基礎的研究業務に係る講師派遣等 概要

・目的

革新的な技術体系を確立するための基礎的研究業務の成果の普及を促進することを目的としています。

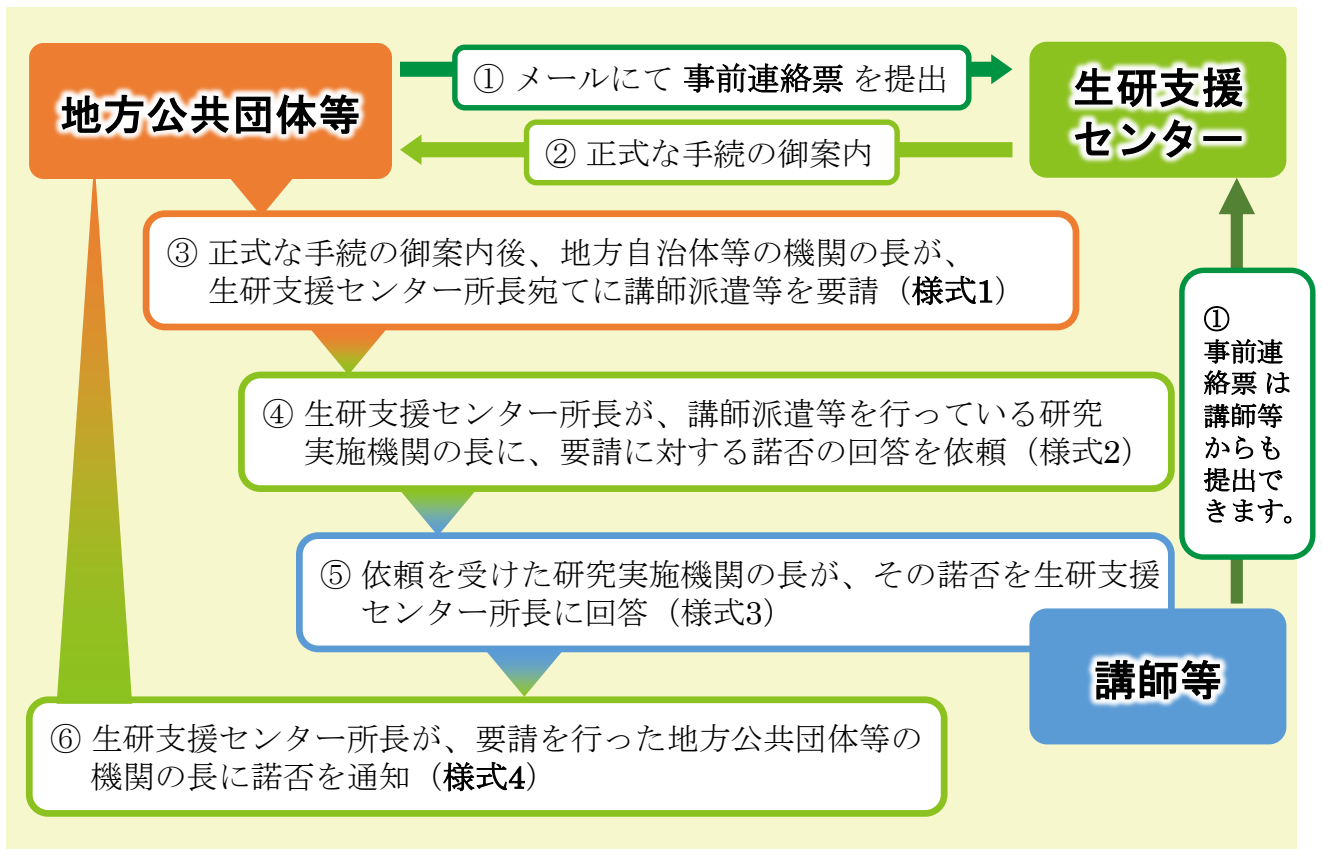
・講師派遣等を要請できる組織

地方公共団体、協同組合、公益又は一般法人（農業法人を含む）、民間企業等の法人格を有する者（以下「地方公共団体等」）とします。

・講師・視察対応者

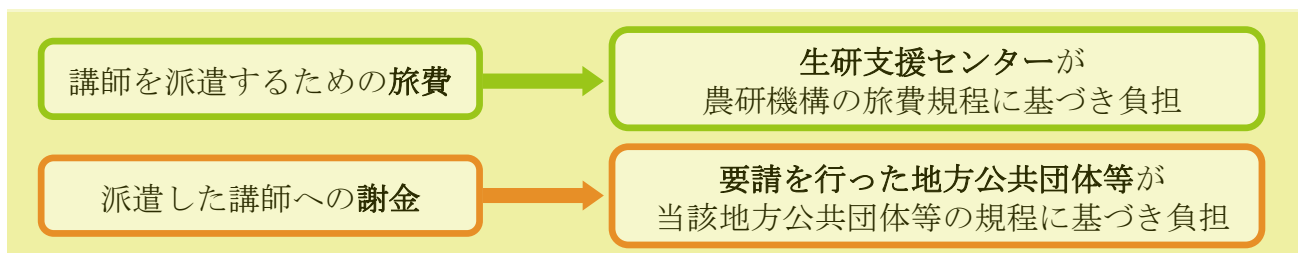
基礎的研究業務のうち革新的な技術体系を確立するための実証的な研究を実施した機関の者（以下「研究実施機関」）とします。

・手続方法



・講師派遣等に係る費用

生研支援センター及び講師派遣等の要請を行った地方公共団体等の機関の長は、講師派遣等に係る費用を、以下のとおり負担することとします。



お問合せ先

農研機構 生研支援センター 連携・企画課

メールアドレス: brainki1@ml.affrc.go.jp